

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 神奈川県横浜市中区万代町二丁目3番地1

氏名 株式会社昌和プラント



法人にあっては名称及び代表者の氏名

代表取締役 廣木 直江

年 月 日 No. 御中

複写無効

株式会社昌和プラント

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

※当欄が朱印でないものは無効です

神奈川県知事

黒岩 祐治



許可の年月日 令和 5 年 11 月 16 日
 (初回許可年月日 平成 16 年 10 月 21 日)
 許可の有効年月日 令和 12 年 10 月 20 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（中和、中和・不溶化・凝集沈殿、還元・中和・不溶化・凝集沈殿）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 中和に係るもの

廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

イ 中和・不溶化・凝集沈殿に係るもの

特定有害産業廃棄物（有害物質等の詳細は、別表1のとおり。）

廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉍さい（砂状のものに限る。）、ばいじん、燃え殻

ウ 還元・中和・不溶化・凝集沈殿に係るもの

特定有害産業廃棄物（有害物質等の詳細は、別表2のとおり。）

廃酸、廃アルカリ、汚泥、鉍さい（砂状のものに限る。）、ばいじん、燃え殻

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面記載のとおり

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

令和 5 年 11 月 16 日 更新許可

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無

無



神奈川県

2. 事業の用に供するすべての施設
中間処理を行う場所及び施設等は次に限る。

(1) 中間処理を行う場所及び中間処理に係る保管場所
神奈川県愛甲郡愛川町中津字大塚下6957 (1,898.15㎡)

(2) 中間処理施設

ア 中和、還元・中和・不溶化・凝集沈殿、中和・不溶化・凝集沈殿施設 (V-8)

設置年月日 平成27年 6月18日

処理能力 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 40㎡/日 (8時間)

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 40㎡/日 (8時間)

特定有害産業廃棄物

・ 廃酸、廃アルカリ 40㎡/日 (8時間)

・ 鉱さい、燃え殻、ばいじん、汚泥

シアンを含有するもの 500kg/日 (8時間)

シアンを含有しないもの 1000kg/日 (8時間)

イ 中和、還元・中和・不溶化・凝集沈殿、中和・不溶化・凝集沈殿施設 (V-9)

設置年月日 平成27年 6月18日

処理能力 廃酸 (pH2.0以下のものに限る。) 5㎡/日 (8時間)

廃アルカリ (pH12.5以上のものに限る。) 5㎡/日 (8時間)

特定有害産業廃棄物

・ 廃酸、廃アルカリ 5㎡/日 (8時間)

(3) 中間処理に係る保管施設

ア ドラム缶用屋内ヤード (酸系)

廃酸 (pH2.0以下のものに限る。)、特定有害産業廃棄物 (廃酸、汚泥 (酸系))

保管面積 8.64㎡ 最大保管量 8.24㎡

(ドラム缶28本 2段積み、ポリ容器32個 2段積み、PEタンク 2基 2段積み)

イ ドラム缶用屋内ヤード (アルカリ系)

廃アルカリ (pH12.0以上のものに限る。)、特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ、汚泥 (アルカリ系))

保管面積 7.73㎡ 最大保管量 7.44㎡

(ドラム缶24本 2段積み、ポリ容器32個 2段積み、PEタンク 2基 2段積み)

ウ ドラム缶用屋内ヤード (燃え殻、鉱さい、ばいじん)

特定有害産業廃棄物 (燃え殻、鉱さい、ばいじん)

保管面積 8.97㎡ 最大保管量 3.48㎡

(ドラム缶4本 1段積み、フレコン1袋、ペール缶84本 2段積み)

エ PE製タンク

a 特定有害産業廃棄物 (汚泥 (酸系)) 1基

保管面積 2㎡ 最大保管量 3㎡

b 特定有害産業廃棄物 (汚泥 (アルカリ系)) 1基

保管面積 2㎡ 最大保管量 3㎡

c 特定有害産業廃棄物 (廃酸) 1基

保管面積 2.6㎡ 最大保管量 5㎡

d 特定有害産業廃棄物 (廃アルカリ) 1基

保管面積 2.6㎡ 最大保管量 5㎡



別表 1 金属等を含む特定有害産業廃棄物

中和・不溶化・凝集沈殿

産廃物の種類 金属等の名称	鉱さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	
水銀又はその化合物	○	○	△	△	○	○	○	水銀回収義務があるものを除く。
カドミウム又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
鉛又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
有機燐化合物	△	△	△	△	-	-	-	
六価クロム化合物	-	-	-	△	-	-	-	
砒素又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
シアン化合物	△	△	△	△	○	○	○	遊離シアンを含まないものに限る。
ポリ塩化ビフェニル	△	△	△	△	-	-	-	
トリクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
テトラクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
ジクロロメタン	△	△	△	-	-	-	-	
四塩化炭素	△	△	△	-	-	-	-	
1・2-ジクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1-ジクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
シス-1・2-ジクロロエチレン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1・1-トリクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・1・2-トリクロロエタン	△	△	△	-	-	-	-	
1・3-ジクロロプロペン	△	△	△	-	-	-	-	
チウラム	△	△	△	-	-	-	-	
シマジン	△	△	△	-	-	-	-	
チオベンカルブ	△	△	△	-	-	-	-	
ベンゼン	△	△	△	-	-	-	-	
セレン又はその化合物	○	○	○	△	○	○	○	
1・4-ジオキサン	△	-	-	-	-	-	-	
ダイオキシン類	△	-	-	△	-	-	-	

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「△」は、取り扱うことのできないものを示す。



別表 2 金属等を含む特定有害産業廃棄物

還元・中和・不溶化・凝集沈殿

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
カドミウム又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
鉛又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
有機燐化合物	/	/	/	/	-	-	-
六価クロム化合物	○	○	○	/	○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
シアン化合物	/	/	/	/	-	-	-
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-
トリクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
テトラクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
ジクロロメタン	/	/	/	/	-	-	-
四塩化炭素	/	/	/	/	-	-	-
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	/	-	-	-
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	/	-	-	-
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	/	-	-	-
チウラム	/	/	/	/	-	-	-
シマジン	/	/	/	/	-	-	-
チオベンカルブ	/	/	/	/	-	-	-
ベンゼン	/	/	/	/	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	/	/	-	-	-
1・4-ジオキサン	/	-	-	-	-	-	-
ダイオキシン類	/	-	-	/	-	-	-

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。